

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

人事委員会規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(条例第三条第四号イの人事委員会規則で定める非常勤職員)

第三条 条例第三条第四号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(条例第三条の二第三号口の人事委員会規則で定める場合)

第三条の二 条例第三条の二第三号口の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 条例第三条の二第三号口に規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第三条の二第三号口に規定する当該子を養育している当該子の親

である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合

ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過していない場合

第十四条の次に次の一条を加える。
（条例第二十五条第二号ロの人事委員会規則で定める非常勤職員）

第十四条の二 条例第二十五条第二号ロの人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年七月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター